を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人、災害対策専門官二人及び流域保全治山対策専門官一人を置く。

2～7　（略）

8　災害対策分析官は、国有林野に係る災害対策のために必要な情報の収集及び分析に関する事務を行う。

9・10　（略）

（森林整備部に置く課等）

第四百六十九条　森林整備部に、次の三課及び森林技術・支援センター並びに企画官六人（東北森林管理局、関東森林管理局及び九州森林管理局にあっては七人）及び自然再生指導官三人（関東森林管理局にあっては六人、九州森林管理局にあっては二人）を置く。

森林整備課
資源活用課
技術普及課

2　（略）

3　北海道森林管理局の森林整備部においては、第一項の規定にかかわらず、次の五課及び森林技術・支援センター並びに企画官七人、自然再生指導官十三人及び上席自然再生指導官四人を置く。

森林整備第一課
森林整備第二課
資源活用第一課
資源活用第二課
技術普及課

（水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産流通指導官、漁獲証明専門官、水産物貿易交渉官、水産物輸出促進専門官及び輸出証明指導官）

第五百三十四条　加工流通課に、水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産流通指導官、漁獲証明専門官、水産物貿易交渉官、水産物輸出促進専門官及び輸出証明指導官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

2～7　（略）

（新設）

8・9　（略）

（森林整備部に置く課等）

第四百六十九条　森林整備部に、次の三課及び森林技術・支援センター並びに企画官五人（東北森林管理局、関東森林管理局及び九州森林管理局にあっては六人）及び自然再生指導官三人（関東森林管理局にあっては六人、九州森林管理局にあっては二人）を置く。

森林整備課
資源活用課
技術普及課

2　（略）

3　北海道森林管理局の森林整備部においては、第一項の規定にかかわらず、次の五課及び森林技術・支援センター並びに企画官六人、自然再生指導官十三人及び上席自然再生指導官四人を置く。

森林整備第一課
森林整備第二課
資源活用第一課
資源活用第二課
技術普及課

（水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産流通指導官、ＨＡＣＣＰ認定審査官、ＨＡＣＣＰ認定施設監視専門官、水産物貿易交渉官及び輸出証明指導官）

第五百三十四条　加工流通課に、水産物貿易対策室並びに水産加工専門官一人、水産流通指導官一人、ＨＡＣＣＰ認定審査官二人、ＨＡＣＣＰ認定施設監視専門官二人、水産物貿易交渉官一人及び輸出証明指導官一人を置く。

2～5　（略）

6　漁獲証明専門官は、漁獲証明（漁業に関する法令に基づき適正な採捕が行われた漁獲物であることに係る証明）に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（削る）

（削る）

7　（略）

8　水産物輸出促進専門官は、水産物の輸出の促進に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

9　（略）

（総務課の所掌事務）

第五百五十一条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

九～十一　（略）

附　則

1～5　（略）

（設置期間の特例）

（削る）

6　第六条第一項の原子力災害対策専門官、第十五条第一項の検査官のうち一人、第十八条第一項のリスク管理専門官のうち一人、第二十四条第一項の消費税転嫁対策官、第二十六条第一項の海外輸入規制対策専門官のうち一人、第三十二条第一項の生産専門官のうち一人、第三十八条第一項の生産専門官のうち一人、第四十六条第一項の消費税転嫁対策官、第六十条第一項の企画官のうち一人、第百三条のオリンピック・パ

（新設）

6　ＨＡＣＣＰ認定審査官は、命を受けて、欧州連合がその加盟国への水産物の輸入につき要求している衛生管理の基準を満たす水産物加工施設の認定（次項において「ＨＡＣＣＰ認定」という。）の審査に関する事務を行う。

7　ＨＡＣＣＰ認定施設監視専門官は、命を受けて、ＨＡＣＣＰ認定を受けた水産物加工施設の検査及び指導に関する事務を行う。

8　（略）

（新設）

9　（略）

（総務課の所掌事務）

第五百五十一条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　行政財産及び物品の管理に関すること。

九～十一　（略）

附　則

1～5　（略）

（設置期間の特例）

6　第五十条第一項の企画官のうち一人は、令和二年三月三十一日まで置かれるものとする。

7　第二条第一項の原子力災害対策専門官、第十五条第一項の検査官のうち一人、第十八条第一項のリスク管理専門官のうち一人、第二十四条第一項の消費税転嫁対策官、第二十六条第一項の海外輸入規制対策専門官のうち一人、第三十二条第一項の生産専門官のうち一人、第三十八条第一項の生産専門官のうち一人、第四十六条第一項の消費税転嫁対策官、第六十条第一項の企画官のうち一人、第百三条のオリンピック・パ